

改 正 案

現 行

<p>（特定金庫における計算関係書類の監査） 第三十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 四（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、金</p>	<p>（特定金庫における計算関係書類の監査） 第三十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 四（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（新設）</p>
---	--

庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして  
金融庁長官が別に定めるもの（信用金庫連合会に限る。）

七| 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じ  
させるような事象又は状況その他当該金庫の経営に重要な影響を  
及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」  
という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要  
事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消  
し、又は改善するための対応策の具体的内容

2  
（略）

第二百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定  
めるものは、次に掲げる事項とする。

一〜三 （略）

四| 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫若しく  
はその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条  
に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、金庫及びその  
子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの  
として金融庁長官が別に定めるもの（信用金庫連合会及びその子  
会社等に限る。）

五| （略）

第三百三十五条 金庫は、半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定  
する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財

六| 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じ  
させるような事象又は状況その他当該金庫の経営に重要な影響を  
及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」  
という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要  
事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消  
し、又は改善するための対応策の具体的内容

2  
（略）

第二百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定  
めるものは、次に掲げる事項とする。

一〜三 （略）

（新設）

四| （略）

第三百三十五条 金庫は、半期ごとに、法第八十九条において準用する  
銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫

<p>産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p> <p>2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用金庫連合会及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p> <p>3 信用金庫は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p>	<p>及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p> <p>2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p> <p>（新設）</p>
---	---